

無料検査事業 実施事業者 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症事務局)

福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金に係る
「消費税及び地方消費税の仕入税額控除報告書」の提出について (依頼)

平素より、本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）、福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、標記報告書をご提出いただくことになっております。

今般、提出方法等について、下記のとおり通知しますので、遺漏のないよう御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
※様式は、以下のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/muryoukensa-shiirezeigakukoujo.html>
- 2 提出時期
消費税の確定申告書提出後 2 か月以内
※本通知発出前に終了した事業年度分については、令和 5 年 9 月 30 日までに提出願います。
※最終提出期限は、令和 6 年 6 月 30 日です。
- 3 提出方法 (提出先)
電子メールにより、以下のとおり提出してください (押印は不要です)。
※交付申請及び実績報告書の提出先 (事業者向け事務局) とは異なります。
[電子メールでの提出先]
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画第 2 班
corona-kensa001@pref.fukuoka.lg.jp
※タイトルは「【事業所名】仕入控除税額報告書」としてください。

[郵送での提出先（電子メールで送付できない場合）]

〒812-8577（福岡市博多区東公園 7-7）

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局 企画第2班

※封筒に「仕入控除税額報告書在中」と朱書きしてください。

4 事務の流れ

- ①（事業者→県）「消費税及び地方消費税に係る仕入税額報告書」の提出
- ②（県→事業者）「仕入控除額の確定」及び「納入通知書」の発行（郵送）
※返納額が0円の場合は発行されません。
- ③（事業者→県）納期限までに金融機関にて納入

【本件担当（連絡先）】

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局 企画第2班

TEL：092-643-3624

Mail：corona-kensa001@pref.fukuoka.lg.jp

※仕入控除税額についてのお尋ねは、外部委託により設置している事業者向け事務局ではなく、県担当部署で直接承ります。